



2025年3月7日

各 位

会社名 株式会社 M T G  
代表者名 代表取締役社長 松 下 剛  
(コード番号：7806 東証グロース)  
問合せ先 取締役 C F O 田 島 安希彦  
( TEL. 052-307-7890)

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2024年9月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効ではない旨の記載をしておりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、取引先からの通報を契機に、当社の連結子会社である株式会社M's エージェンシー（以下「M's エージェンシー」）の広告に関連する仕入計上に関する文書の改ざん等により、費用の計上年度のズレもしくは未計上の発生している疑いがあることが判明しました。これを受け、2024年12月13日に外部専門家の委員で構成される特別調査委員会を設置し、調査を行い、2025年2月7日に特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該調査の結果、M's エージェンシー元代表者により受領した請求書の隠蔽、改ざん・偽造等の不適切な行為が行われていたこと（以下「本件不適切行為」）が判明しました。

不正を発見防止できなかった原因は以下と認識しております。

##### (1) 全社的な内部統制における開示すべき重要な不備

当該人物は、自己のプレゼンスを発揮したいとの思いから本件不適切行為に及び、さらに、子会社代表取締役として本来発揮すべき取締役としての責任の理解・実行よりもその地位を利用し、統制を無効化しておりました。

当社は、該当子会社は当社グループの発注通りに広告を仕入れるだけの会社であり、リスクの低い会社であると認識し、J-SOXのスコップ対象外としておりました。しかしながら、該当子会社の取引規模は相応に大きく、少人数の組織であり、また広告業界の慣習もあること等子会社に対するリスク分析及び親会社による子会社に対するモニタリング体制は不十分でした。

##### (2) 業務プロセスにおける開示すべき重要な不備

当該人物は社内規程に違反し独自の判断で広告を発注しており、発注・支払稟議が本来持つ統制が有効に機能しておりませんでした。また、発注書や請求書などエビデンスの適時適切な管理や情報共有が不十分であったため、結果的にこれを発見できず不適切行為が発生いたしました。

上記の原因により識別された不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当

すると判断いたしました。

## 2. 事業年度末までには是正できなかった理由

当事業年度末日後に判明した不備であったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

## 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の再発防止策を速やかに策定、実行することで財務報告の信頼性を確保してまいります。具体的には以下のとおりです。

### (1) 全社的な内部統制における開示すべき重要な不備の再発防止策

#### ①子会社役員の選任手続の人物評価の拡充及びコンプライアンス意識の向上のための実効的な教育・研修の実施

- ・子会社取締役の選任手続における人物評価の規程を見直し、外部調査会社を利用したバックグラウンドチェックを必須とする等手続を拡充・具体化することとし、実行いたしました。また、現職の全子会社取締役につき、遡及して外部調査会社によるバックグラウンドチェックを行うこととし、実行いたしました。
- ・なお、M's エージェンシー元代表者につきましては、既に懲戒の上、解任しております。
- ・当社グループ取締役就任に際し、知識を補い意識を醸成するため、取締役等の義務と責任についての外部研修を受講することを規定いたします。また、現職の当社グループ取締役につきましては、本研修の受講を追加的に実施いたします。
- ・すべての当社グループ取締役に対し、社内規程の意義や業務上の過誤への対応等に関するメッセージを発信するとともに、今後実施するコンプライアンス研修において、本件不適切行為に関する具体的な内容を盛り込み、研修の実効性を高めてまいります。

#### ②子会社の網羅的なリスク分析とその結果に基づく統制の充実

- ・全ての子会社を対象とし、定量的な視点のみならず、子会社の事業内容や人員体制、業界の商慣習なども把握してリスクシナリオを想定した分析検討を実施し、他に特殊な業界の商慣習がないことを確認することとし、実行いたしました。
- ・当社から非常勤取締役を派遣することにより、取締役1名の子会社を解消するとともに、子会社取締役に対するサポートと監督の役割を担う本部長を選任することとし、実行いたしました。
- ・経営面・統制面に違和感がないか分析・検証等のモニタリングを実施するとともに、必要に応じて経営指導や改善提案等を行う専任部署を新設することとし、実行いたしました。
- ・なお、M's エージェンシーにつきましては、会計・税務の修正の手続きが終了した段階で解散させることを予定しております。

### (2) 業務プロセスにおける開示すべき重要な不備の再発防止策

#### ①業務プロセスの見直しと、実効性を確保するための親会社による監督・支援の強化

- ・子会社において稟議承認と請求書の照合等、会計に関連する業務を担当する者につき、その業務指示、監督、評価を、本社財務経理部が行うこととし、その実施状況についてチェック・モニタリングする専任部署を新設することとし、実行いたしました。
- ・子会社も含め個人の担当者が請求書を受領することを禁じ、共有の請求書受領アドレスを設定し、共有化による透明化を図り、支払いのプロセスにおいてこれを点検いたします。

## 4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見  
無限定適正意見であります。

以 上